

## 背景・必要性

人口増加社会では、都市計画に基づく規制を中心に開発意欲をコントロール

→人口減少社会では、開発意欲が低減し望ましい土地利用がなされない

### 都市のスポンジ化※ → コンパクト・プラス・ネットワークの推進に重大な支障

※都市のスポンジ化：都市の内部で空き地、空き家等の低未利用の空間が、小さな敷地単位で時間的・空間的にランダムに相当程度の分量で発生する現象

- 空き地(個人所有の宅地等に限る)は約44%増(約681km<sup>2</sup>→約981km<sup>2</sup>: 大阪府の面積の約半分)(2003→2013年)

- 空き家は約50%増(約212万戸→約318万戸: ほぼ愛知県全域の世帯数)(2003年→2013年)

- ・生活利便性の低下
- ・治安・景観の悪化
- ・地域の魅力(地域バリュー)の低下

⇒ スポンジ化が一層進行する悪循環

### 要因と対策のコンセプト

- ・地権者の利用動機の乏しさ  
→低未利用地のまま放置

- ・「小さく」「散在する」低未利用地の使い勝手の悪さ



行政から能動的に働きかけ、コーディネートと集約により土地を利用(所有と利用の分離)

地域コミュニティで考えて身の回りの公共空間を創出(まずは使う)

官民連携で都市機能をマネジメント

「経済財政運営と改革の基本方針2017」、「未来投資戦略2017」、「新しい経済政策パッケージ」、「まち・ひと・しごと創生基本方針2017」において、都市のスポンジ化対策、未利用資産の有効活用等を措置するよう位置付け

## 法案の概要

### 都市のスポンジ化対策（都市機能誘導区域、居住誘導区域を中心）

#### コーディネート・土地の集約

##### ○「低未利用土地権利設定等促進計画」制度の創設

- 低未利用地の地権者等と利用希望者とを行政がコーディネートし、所有権にこだわらず、複数の土地や建物に一括して利用権等を設定する計画を市町村が作成

※所有者等探索のため市町村が固定資産税課税情報等を利用可能

[ (税) 登録免許税・不動産取得税の軽減 ]



##### ○都市再生推進法人(まちづくり団体等)の業務に、低未利用地の一時保有等を追加

[ (税) 所得税等の軽減 ]

##### ○土地区画整理事業の集約換地の特例

- 低未利用地を柔軟に集約し、まちの顔となるような商業施設、医療施設等の敷地を確保

[ (予算) 都市開発資金貸付け  
【都市開発資金の貸付けに関する法律】 ]

##### ○市町村は、低未利用土地利用等指針を作成し、低未利用地の管理について地権者に勧告が可能に

#### 身の回りの公共空間の創出

##### ○「立地誘導促進施設協定」制度の創設

- 交流広場、コミュニティ施設、防犯灯など、地域コミュニティやまちづくり団体等が共同で整備・管理する施設(コモンズ)についての地権者による協定(承継効付)  
[(税) 固定資産税の軽減]

\* 周辺地権者の参加を市町村長が働きかけ



► 空き地や空き家を活用して交流広場・コミュニティ施設等を整備・管理



\* 長野市「パティオ大門」

\* 活性化施設(イメージ)

##### ○「都市計画協力団体」制度の創設

- 都市計画の案の作成、意見の調整等を行う住民団体、商店街組合等を市町村長が指定  
(身の回りの都市計画の提案が可能に)

#### 都市機能のマネジメント

##### ○「都市施設等整備協定」制度の創設

- 民間が整備すべき都市計画に定められた施設(アクセス道路等)を確実に整備・維持

##### ○誘導すべき施設(商業施設、医療施設等)の休廃止届出制度の創設

- 市町村長は、商業機能の維持等のため休廃止届出者に助言・勧告

## 都市の遊休空間の活用による安全性・利便性の向上

公共公益施設の転用の柔軟化、駐車施設の附置義務の適正化、立体道路制度の適用対象の拡充等を措置

### 【目標・効果】

※地方公共団体への意向調査等をもとに推計

- 低未利用地の利用を促進し、都市内遊休空間を賢く使うことで、民間の担い手による魅力的なまちづくりを実現  
(KPI) · 低未利用土地権利設定等促進計画の作成: 約35件(2019~2023 [2019: 3件 ↗ 2023: 15件])
- 立地誘導促進施設協定の締結: 約25件(2019~2023 [2019: 3件 ↗ 2023: 10件])
- ⇒ 立地適正化計画を作成・公表した市町村のうち、今後10年間に、居住誘導区域に占める低未利用地の割合が、現状維持又は低下した市町村の割合: 7割以上

# ●高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案

&lt;予算関連法律案&gt;

## 背景・必要性

2020年東京パラ大会の開催を契機とした共生社会の実現、高齢者、障害者等も含んだ億総活躍社会の実現の必要性

### 《課題①: ハード・ソフト両面の課題》

- 事故、トラブルの発生等を踏まえ、既存施設を含む更なるハード対策、また、旅客支援等のソフト対策を一体的に推進する必要



(参考)  
車いす利用者のバス利用に係る介助の様子

### 《課題②: 地域の取組の課題》

- 市町村(特別区を含む)による基本構想未作成・フォローアップ不足等により、地域におけるバリアフリー化が不十分

※基本構想作成市町村数:  
➢ 全市町村の約2割(294/1,741)  
3千人/日以上の旅客施設のある市町村の約半数(268/613)  
[H28年度末時点]

### 《課題③: 利用し易さの課題》

- 観光立国実現に向け、貸切バスや遊覧船もバリアフリー化が必要
- 公共交通機関に加え、建築物等に関するバリアフリー情報の積極的な提供が必要
- バリアフリー施策の評価等に当たり、障害者等の参画・視点の反映が必要

## 《関連する政府決定等》

■ ユニバーサルデザイン2020行動計画(H29.2 ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定)

「バリアフリー法を含む関係施策について、29年度中に検討を行う等により、そのスパイラルアップを図る」

## 法案の概要

### ①理念規定／国及び国民の責務

- 理念規定を設け、「共生社会の実現」、「社会的障壁の除去」を明確化
- 「心のバリアフリー」として、高齢者、障害者等に対する支援(鉄道利用者による声かけ等)を明記

### ②公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組の推進

- ハード対策に加え、接遇・研修のあり方を含むソフト対策のメニューを国土交通大臣が新たに作成



- 事業者は、ハード・ソフト計画※の作成・取組状況の報告・公表

※施設整備、旅客支援、情報提供、教育訓練、推進体制

### ③バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組強化

【研修の様子(介助の擬似体験)】

- 市町村がバリアフリー方針を定めるマスタープラン制度を創設  
(協議会等における調整、都道府県によるサポート、作成経費支援(※予算関連))

#### 【バリアフリーのマスタープラン】

- ・市町村による方針の作成
- ・重点的に取り組む対象地区(※)の設定

※対象地区内

- ・公共交通事業者等の事前届出を通じた交通結節点の調整
- ・バリアフリーマップ作成に対する地区内事業者等の情報提供

#### 【基本構想(具体事業調整)】

- ・事業を実施する地区的設定
- ・事業内容の特定

地区内事業者等による事業実施

当事者の参画する協議会の活用等により定期的評価・見直し

- 近接建築物との連携による既存地下駅等のバリアフリー化を促進するため、協定(承継効)制度及び容積率特例を創設



▶ 駅等の旅客施設にスペースの余裕がない場合に近接建築物への通路及びバリアフリートイレ整備が容易に

【バリアフリー対応のバス(リフトバス)】

### ④更なる利用し易さ確保に向けた様々な施策の充実

- 貸切バス・遊覧船等の導入時におけるバリアフリー基準適合を義務化
- 建築物等のバリアフリー情報の提供を新たに努力義務化
- 障害者等の参画の下、施策内容の評価等を行う会議の開催を明記



【遊覧船】

**【目標・効果】** 高齢者、障害者や、子育て世代など、全ての人々が安心して生活・移動できる環境を実現

**《KPI》**・利用者3,000人以上/日である旅客施設の段差解消率:87.2%(2016年度末)⇒約100%(2020年度)  
・国が示す先進的な研修(様々な障害特性への対応充実等)を行う東京オリンピック・パラ大会関連交通事業者の割合:100%(2020年度)  
・バリアフリーのマスタープランを定める市町村数: (新規) ⇒ 300(2023年度)

## ●所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案

### 背景・必要性

- 人口減少・高齢化の進展に伴う土地利用ニーズの低下や地方から都市等への人口移動を背景とした土地の所有意識の希薄化等により、所有者不明土地(※)が全国的に増加している。

(※)不動産登記簿等の公簿情報等により調査してもなお  
所有者が判明しない、又は判明しても連絡がつかない土地

- 今後、相続機会が増加する中で、所有者不明土地も増加の一途をたどることが見込まれる。

- 公共事業の推進等の様々な場面において、所有者の特定等のため多大なコストを要し、円滑な事業実施への大きな支障となっている。

#### 経済財政運営と改革の基本方針2017（平成29年6月9日閣議決定）（抜粋）

・所有者を特定することが困難な土地に関して、地域の実情に応じた適切な利用や管理が図られるよう、…公的機関の関与により地域ニーズに対応した幅広い公共的目的のための利用を可能とする新たな仕組みの構築、…等について、…必要となる法案の次期通常国会への提出を目指す。

#### 平成28年度地籍調査における所有者不明土地

・不動産登記簿上で所有者の所在が確認できない土地の割合：約 **20%**  
(所有者不明土地の外縁)

・探索の結果、最終的に所有者の所在が不明な土地（最狭義：**0.41%**の所有者不明土地）

#### 直轄事業の用地取得業務において あい路案件となっている要因



### 法案の概要

#### 1. 所有者不明土地を円滑に利用する仕組み

反対する権利者がおらず、建築物（簡易な構造で小規模などを除く。）がなく現に利用されていない所有者不明土地について、以下の仕組みを構築。

##### ① 公共事業における収用手続の合理化・円滑化（所有権の取得）

- 国、都道府県知事が事業認定（※）した事業について、収用委員会に代わり都道府県知事が裁定  
(※)マニュアル作成等により、認定を円滑化（審理手続を省略、権利取得裁決・明渡裁決を一本化）

##### ② 地域福利増進事業の創設（利用権の設定）

- 都道府県知事が公益性等を確認、一定期間の公告
- 市区町村長の意見を聴いた上で、都道府県知事が利用権（上限10年間）を設定  
(所有者が現れ明渡しを求めた場合は期間終了後に原状回復、異議がない場合は延長可能)

#### 地域福利増進事業のイメージ



ポケットパーク（公園）  
(出典) 杉並区



直売所（購買施設）  
(出典) 農研機構 広島県

#### 2. 所有者の探索を合理化する仕組み

所有者の探索において、原則として登記簿、住民票、戸籍など客観性の高い公的書類を調査することとするなど（※）  
(※)照会の範囲は親族等に限定

##### ① 土地等権利者関連情報の利用及び提供

- 土地の所有者の探索のために必要な公的情報（固定資産課税台帳、地籍調査票等）について、行政機関が利用できる制度を創設

##### ② 長期相続登記等未了土地に係る不動産登記法の特例

- 長期間、相続登記等がされていない土地について、登記官が、長期相続登記等未了土地である旨等を登記簿に記録すること等ができる制度を創設

#### 3. 所有者不明土地を適切に管理する仕組み

##### 財産管理制度に係る民法の特例

- 所有者不明土地の適切な管理のために特に必要がある場合に、地方公共団体の長等が家庭裁判所に対し財産管理人の選任等を請求可能にする制度を創設（※民法は、利害関係人又は検察官にのみ財産管理人の選任請求を認めている）

#### 【目標・効果】

- 所有者不明土地の収用手続に要する期間（収用手続への移行から取得まで）： 約1/3短縮（約31→21ヶ月）
- 地域福利増進事業における利用権の設定数： 施行後10年間で累計100件

# 消費者契約法の一部を改正する法律案

資料D

## <経緯>

平成28年改正

- ・過量契約の取消権
- ・消費者の解除権を放棄させる条項の無効 等

**【衆・参消費者特委 附帯決議】**  
今後の検討課題について  
必要な措置を講ずる旨

消費者  
委員会  
答申  
(29年8月)

平成30年改正  
消費者と事業者の交渉力等の格差に鑑み、  
消費者契約に関する被害事例等を踏まえ対応

## 取り消しうる不当な勧誘行為の追加等

### ①社会生活上の経験不足の不当な利用

#### (1)不安をあおる告知

例:就活中の学生の不安を知りつつ、「このままでは一生成功しない、この就職セミナーが必要」と告げ勧誘

#### (2)恋愛感情等に乗じた人間関係の濫用

例:消費者の恋愛感情を知りつつ、「契約してくれないと関係を続けない」と告げて勧誘

### ②契約締結前に債務の内容を実施等

例:注文を受ける前に、消費者が必要な寸法にさお竹を切斷し、代金を請求

### ③不利益事実の不告知の要件緩和

例:「日照良好」と説明しつつ、隣地でマンションが建つことを、故意に告げず、マンションを販売  
→故意要件に重過失を追加

## 無効となる不当な契約条項の追加等

### ①消費者の後見等を理由とする解除条項

例:「賃借人(消費者)が成年被後見人になった場合、直ちに、賃貸人(事業者)は契約を解除できる」

### ②事業者が自分の責任を自ら決める条項

例:「当社が過失のあることを認めた場合に限り、当社は損害賠償責任を負う」

## 事業者の努力義務の明示

①条項の作成:解釈に疑義が生じない明確なものになるよう配慮

②情報の提供:個々の消費者の知識及び経験を考慮した上で必要な情報を提供

## 民法の一部を改正する法律案要綱

### 第一 成年

年齢十八歳をもつて、成年とするものとすること。 (第四条関係)

### 第二 婚姻適齢

- 一 婚姻は、十八歳にならなければ、することができないものとすること。 (第七百三十一一条関係)
- 二 民法第七百三十七条を削除するものとすること。
- 三 民法第七百五十三条を削除するものとすること。

### 第三 養親となる者の年齢

- 一 二十歳に達した者は、養子をすることができるものとすること。 (第七百九十二条関係)
- 二 第七百九十二条の規定に違反した縁組について、養親が、二十歳に達した後六箇月を経過し、又は追認をしたときは、養親又はその法定代理人から、その取消しを家庭裁判所に請求することができないものとすること。 (第八百四条関係)

### 第四 その他

その他所要の規定を整備するものとすること。

### 第五 附則

#### 一 施行期日等

- 1 この法律は、原則として、平成三十四年四月一日から施行するものとすること。 (附則第一条関係)

)

2 この法律の施行に伴う所要の経過措置について定めるものとすること。 （附則第二条から第五条まで関係）

## 二 関係法律の整備

この法律の施行に伴い、未成年者喫煙禁止法等の関係法律の規定を整備すること。 （附則第六条から第二十六条まで関係）

## ●建築基準法の一部を改正する法律案

### 背景・必要性

#### ①建築物・市街地の安全性の確保

- 糸魚川市大規模火災(H28.12)や埼玉県三芳町倉庫火災(H29.2)などの大規模火災による甚大な被害の発生を踏まえ、建築物の適切な維持保全・改修等により、建築物の安全性の確保を図ることや、密集市街地の解消を進めることが課題。

#### ②既存建築ストックの活用

- 空き家の総数は、この20年で1.8倍に増加しており、用途変更等による利活用が極めて重要。
- 一方で、その活用に当たっては、建築基準法に適合させるために、大規模な工事が必要となる場合があることが課題。

「未来投資戦略」(平成29年6月9日閣議決定)

第2 I . 8. 既存住宅流通・リフォーム市場を中心とした住宅市場の活性化

・古民家の商業的利用や、空き家等のグループホーム・保育所としての活用といった新たなニーズに対応するべく、既存建築物を他用途に円滑に転用等するための建築規制の合理化を行う。

#### 【既存建築ストックの活用イメージ】



改修前  
(空き家)

改修後  
グループホーム、  
飲食店、  
宿泊施設等

#### 【木材活用ニーズへの対応】



#### ③木造建築を巡る多様なニーズへの対応

- 必要な性能を有する木造建築物の整備の円滑化を通じて、木造に対する多様な消費者ニーズへの対応、地域資源を活用した地域振興を図ることが必要。

「日本再興戦略2016」(平成28年6月2日閣議決定)

第2 I . 3. (2) iv) ②林業の成長産業化

・これまで木造によることの少なかった建築物等の木造・木質化の推進に向けて更なる施策を検討する。

### 法案の概要

#### 安全性の確保

##### 建築物・市街地の安全性の確保

維持保全計画に基づく適切な維持保全の促進等により、建築物の更なる安全性の確保を図るとともに、防火改修・建替え等を通じた市街地の安全性の確保を実現。

- 維持保全計画の作成等が求められる建築物の範囲を拡大(大規模倉庫等を想定)。
- 既存不適格建築物の所有者等に対する特定行政庁による指導及び助言の創設。
- 防火地域・準防火地域内において、延焼防止性能の高い建築物の建蔽率を10%緩和。

#### 既存建築ストックの活用

##### 戸建住宅等の福祉施設等への用途変更に伴う制限の合理化

空き家等を福祉施設・商業施設等に用途変更する際に、大規模な改修工事を不要とするとともに、手続を合理化し、既存建築ストックの利活用を促進。

- 戸建住宅等(延べ面積200m<sup>2</sup>未満かつ階数3以下)を福祉施設等とする場合に、在館者が迅速に避難できる措置を講じることを前提に、耐火建築物等とすることを不要とする。
- 用途変更に伴って建築確認が必要となる規模を見直し(不要の規模上限を100m<sup>2</sup>から200m<sup>2</sup>に見直し)。

#### 木造建築の推進

##### 大規模な建築物等に係る制限の合理化

既存建築ストックの多様な形での利活用を促進。

- 既存不適格建築物を用途変更する場合に、段階的・計画的に現行基準に適合させていくことを可能とする仕組みを導入。
- 新たに整備される仮設建築物と同様、既存建築物を一時的に特定の用途とする場合も制限を緩和。

##### 木造建築物等に係る制限の合理化

中層木造共同住宅など木造建築物の整備を推進するとともに、防火改修・建替え等を促進。

- 耐火構造等とすべき木造建築物の対象を見直し(高さ13m・軒高9m超→高さ16m超・階数4以上)。
- 上記の規制を受ける場合についても、木材のあらわし等の耐火構造以外の構造を可能とするよう基準を見直し。
- 防火地域・準防火地域内において高い延焼防止性能が求められる建築物についても、内部の壁・柱等において更なる木材利用が可能となるよう基準を見直し。

#### <その他>

- 老人ホーム等の共用の廊下や階段について、共同住宅と同様に、容積率の算定基礎となる床面積から除外
- 興行場等の仮設建築物の存続期間(現行1年)の延長等
- 用途制限等に係る特例許可手続の簡素化

#### 【目標・効果】

- ①既存建築物の適切な維持保全・改修等を通じた、建築物の安全性の確保及び密集市街地の解消の実現。
- ②古民家の商業的利用や、空き家等のグループホーム・保育所としての活用といった既存建築物の活用等による経済活性化。  
(KPI) ①地震時等に著しく危険な密集市街地の面積 4,039ha (H28) → おおむね解消 (H32)  
②賃貸・売却用等以外の「その他空き家」数 318万戸 (H25) → 400万戸程度におさえる (H37)

## 第一

## 民法の一部改正

## 配偶者の居住の権利

## 配偶者居住権

## (一) 配偶者居住権

(1) 被相続人の配偶者（以下一において単に「配偶者」という。）は、被相続人の財産に属した建物に相続開始の時に居住していた場合において、次のア又はイのいずれかに該当するときは、その居住していた建物（以下1において「居住建物」という。）の全部について無償で使用及び収益をする権利（以下一において「配偶者居住権」という。）を取得するものとすること。ただし、被相続人が相続開始の時に居住建物を配偶者以外の者と共有していた場合にあっては、この限りでないものとすること。（第千二十八条第一項関係）

ア 遺産の分割によって配偶者居住権を取得するものとされたとき。  
 イ 配偶者居住権が遺贈の目的とされたとき。

(2) 居住建物が配偶者の財産に属したこととなつた場合であつても、他の者がその共有持分を有するときは、配偶者居住権は、消滅しないものとすること。（第千二十八条第二項関係）

(3) 二1の規定は、配偶者居住権の遺贈について準用するものとすること。（第千二十八条第三項

## 関係）

## (二) 審判による配偶者居住権の取得

遺産の分割の請求を受けた家庭裁判所は、次に掲げる場合に限り、配偶者が配偶者居住権を取得する旨を定めることができるものとすること。（第千二十九条関係）

- (1) 共同相続人間に配偶者が配偶者居住権を取得することについて合意が成立しているとき。
- (2) 配偶者が家庭裁判所に対し配偶者居住権の取得を希望する旨を申し出た場合において、居住建物の所有者の受ける不利益の程度を考慮してもなお配偶者の生活を維持するために特に必要があると認めるとき（(1)に掲げる場合を除く。）。

### (三) 配偶者居住権の存続期間

配偶者居住権の存続期間は、配偶者の終身の間とするものとすること。ただし、遺産の分割の協議若しくは遺言に別段の定めがあるとき、又は家庭裁判所が遺産の分割の審判において別段の定めをしたときは、その定めるところによるものとすること。（第千三十条関係）

### (四) 配偶者居住権の登記等

- (1) 居住建物の所有者は、配偶者（配偶者居住権を取得した配偶者に限る。以下1において同じ。）に対し、配偶者居住権の設定の登記を備えさせる義務を負うものとすること。（第千三十一条第一項関係）

- (2) 民法第六百五条の規定は配偶者居住権について、同法第六百五条の四の規定は配偶者居住権の設定の登記を備えた場合について準用するものとすること。（第千三十一條第二項関係）

### (五) 配偶者による使用及び収益

- (1) 配偶者は、従前の用法に従い、善良な管理者の注意をもつて、居住建物の使用及び収益をしな

ければならないものとすること。ただし、從前居住の用に供していなかつた部分について、これを居住の用に供することを妨げないものとすること。（第千三十二条第一項関係）

(2) 配偶者居住権は、譲渡することができないものとすること。（第千三十二条第二項関係）

(3) 配偶者は、居住建物の所有者の承諾を得なければ、居住建物の改築若しくは増築をし、又は第三者に居住建物の使用若しくは収益をさせることができないものとすること。（第千三十二条第三項関係）

(4) 配偶者が(1)又は(3)の規定に違反した場合において、居住建物の所有者が相当の期間を定めてその是正の催告をし、その期間内に是正がされないとときは、居住建物の所有者は、当該配偶者に対する意思表示によつて配偶者居住権を消滅させることができるものとすること。（第千三十二条第四項関係）

#### (六)

##### 居住建物の修繕等

(1) 配偶者は、居住建物の使用及び収益に必要な修繕をすることができるものとすること。（第千三十三条第一項関係）

(2) 居住建物の修繕が必要である場合において、配偶者が相当の期間内に必要な修繕をしないときは、居住建物の所有者は、その修繕をすることができるものとすること。（第千三十三条第二項関係）

(3) 居住建物が修繕を要するとき（(1)の規定により配偶者が自らその修繕をするときを除く。）、又は居住建物について権利を主張する者があるときは、配偶者は、居住建物の所有者に対し、遅

配偶者短期居住権

滯なくその旨を通知しなければならないものとすること。ただし、居住建物の所有者が既にこれを知っているときは、この限りでないものとすること。（第千三十三条第三項関係）

(七) 居住建物の費用の負担

- (1) 配偶者は、居住建物の通常の必要費を負担するものとすること。（第千三十四条第一項関係）
- (2) 民法第五百八十三条第二項の規定は、(1)の通常の必要費以外の費用について準用するものとすること。（第千三十四条第二項関係）

(八) 居住建物の返還等

- (1) 配偶者は、配偶者居住権が消滅したときは、居住建物の返還をしなければならないものとすること。ただし、配偶者が居住建物について共有持分を有する場合は、居住建物の所有者は、配偶者居住権が消滅したことを理由としては、居住建物の返還を求めることができないものとすること。（第千三十五条第一項関係）
- (2) 民法第五百九十九条第一項及び第二項並びに第六百二十一条の規定は、(1)本文の規定により配偶者が相続の開始後に附属させた物がある居住建物又は相続の開始後に生じた損傷がある居住建物の返還をする場合について準用するものとすること。（第千三十五条第二項関係）

(九) 使用貸借及び賃貸借の規定の準用

民法第五百九十七条第一項及び第三項、第六百条、第六百十三条並びに第六百十六条の二の規定は、配偶者居住権について準用するものとすること。（第千三十六条関係）

(一) 配偶者短期居住権

(1)

配偶者は、被相続人の財産に属した建物に相続開始の時に無償で居住していた場合には、次のア又はイに掲げる区分に応じてそれぞれ当該ア又はイに定める日までの間、その居住していた建物（以下2において「居住建物」という。）の所有権を相続又は遺贈により取得した者（以下2において「居住建物取得者」という。）に対し、居住建物について無償で使用する権利（居住建物の一部のみを無償で使用していた場合にあっては、その部分について無償で使用する権利。以下2において「配偶者短期居住権」という。）を有するものとすること。ただし、配偶者が、相続開始の時において居住建物に係る配偶者居住権を取得したとき、又は民法第八百九十二条の規定に該当し若しくは廃除によつてその相続権を失つたときは、この限りでないものとすること。

（第千三十七条第一項関係）

ア 居住建物について配偶者を含む共同相続人間で遺産の分割をすべき場合 遺産の分割により  
居住建物の帰属が確定した日又は相続開始の時から六箇月を経過する日のいづれか遅い日  
イ アに掲げる場合以外の場合 (3)の申入れの日から六箇月を経過する日

(2)

(1) 本文の場合においては、居住建物取得者は、第三者に対する居住建物の譲渡その他 の方法により配偶者の居住建物の使用を妨げてはならないものとすること。（第千三十七条第二項関係）

(3) 居住建物取得者は、(1)アに掲げる場合を除くほか、いつでも配偶者短期居住権の消滅の申入れをすることができるものとすること。（第千三十七条第三項関係）

(二) 配偶者による使用

(1) 配偶者（配偶者短期居住権を有する配偶者に限る。以下2において同じ。）は、従前の用法に従い、善良な管理者の注意をもつて、居住建物の使用をしなければならないものとすること。（第千三十八条第一項関係）

(2) 配偶者は、居住建物取得者の承諾を得なければ、第三者に居住建物の使用をさせることができないものとすること。（第千三十八条第二項関係）

(3) 配偶者が(1)又は(2)の規定に違反したときは、居住建物取得者は、当該配偶者に対する意思表示によつて配偶者短期居住権を消滅させることができるものとすること。（第千三十八条第三項関係）

### (三) 配偶者居住権の取得による配偶者短期居住権の消滅

配偶者が居住建物に係る配偶者居住権を取得したときは、配偶者短期居住権は、消滅するものとすること。（第千三十九条関係）

### (四) 居住建物の返還等

(1) 配偶者は、(三)に規定する場合を除き、配偶者短期居住権が消滅したときは、居住建物の返還をしなければならないものとすること。ただし、配偶者が居住建物について共有持分を有する場合は、居住建物取得者は、配偶者短期居住権が消滅したことを理由としては、居住建物の返還を求めることができないものとすること。（第千四十条第一項関係）

(2) 民法第五百九十九条第一項及び第二項並びに第六百二十一条の規定は、(1)本文の規定により配偶者が相続の開始後に附属させた物がある居住建物又は相続の開始後に生じた損傷がある居住建

物の返還をする場合について準用するものとすること。 （第千四十条第二項関係）

(五) 使用貸借等の規定の準用

民法第五百九十七条第三項、第六百条、第六百十六条の二、<sup>1(五)</sup><sub>(2)</sub>、<sup>1(六)</sup><sub>(及び1(七))</sub>及び<sup>1(七)</sup>の規定は、配偶者短期居住権について準用するものとすること。 （第千四十一一条関係）

二 遺産分割等に関する見直し

1 婚姻期間が二十年以上の夫婦間における居住用不動産の遺贈又は贈与

婚姻期間が二十年以上の夫婦の一方である被相続人が、他の一方に対し、その居住の用に供する建物又はその敷地について遺贈又は贈与をしたときは、当該被相続人は、その遺贈又は贈与について民法第九百三条第一項の規定を適用しない旨の意思を表示したものと推定するものとすること。 （第九百三条第四項関係）

2 遺産の分割前における預貯金債権の行使

各共同相続人は、遺産に属する預貯金債権のうち相続開始の時の債権額の三分の一に当該共同相続人の法定相続分を乗じた額（同一の金融機関に複数の口座を有している場合には、標準的な当面の必要生計費、平均的な葬式の費用の額その他の事情を勘案して金融機関ごとに法務省令で定める額を限度とする。）については、単独でその権利を行使することができるものとすること。この場合において、当該権利の行使をした預貯金債権については、当該共同相続人が遺産の一部の分割によりこれを取得したものとみなすものとすること。 （第九百九条の二関係）

3 遺産の一部分割

(一) 共同相続人は、民法第九百八条の規定により被相続人が遺言で禁じた場合を除き、いつでも、その協議で、遺産の全部又は一部の分割をすることができるものとすること。（第九百七条第一項関係）

(二) 遺産の分割について、共同相続人間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、各共同相続人は、その全部又は一部の分割を家庭裁判所に請求することができるものとすること。ただし、遺産の一部を分割することにより他の共同相続人の利益を害するおそれがある場合におけるその一部の分割については、この限りでないものとすること。（第九百七条第二項関係）

#### 4 遺産の分割前に遺産に属する財産が処分された場合の遺産の範囲

(一) 遺産の分割前に遺産に属する財産が処分された場合であっても、共同相続人は、その全員の同意により、当該処分された財産が遺産の分割時に遺産として存在するものとみなすことができるものとすること。（第九百六条の二第一項関係）

(二) (一)の規定にかかわらず、共同相続人の一人又は数人により(一)の財産が処分されたときは、当該共同相続人については、(一)の同意を得ることを要しないものとすること。（第九百六条の二第二項関係）

### 三 遺言制度に関する見直し

#### 1 自筆証書遺言の方式の緩和

(一) 民法第九百六十八条第一項の規定にかかわらず、自筆証書にこれと一体のものとして相続財産（同法第九百九十七条第一項に規定する場合における同項に規定する権利を含む。）の全部又は一部

の目録を添付する場合には、その目録については、自書することを要しないものとすること。この場合において、遺言者は、その目録の毎葉（自書によらない記載がその両面にある場合にあつては、その両面）に署名し、印を押さなければならないものとすること。（第九百六十八条第二項関係）

（二）自筆証書（一）の目録を含む。）中の加除その他の変更は、遺言者が、その場所を指示し、これを変更した旨を付記して特にこれに署名し、かつ、その変更の場所に印を押さなければ、その効力を生じないものとすること。（第九百六十八条第三項関係）

## 2 遺贈義務者の引渡義務等

（一）遺贈義務者は、遺贈の目的である物又は権利を、相続開始の時（その後に当該物又は権利について遺贈の目的として特定した場合にあつては、その特定した時）の状態で引き渡し、又は移転する義務を負うものとすること。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従うものとすること。（第九百九十八条関係）

（二）民法第千条を削除するものとすること。

## 3 遺言執行者の権限の明確化

### （一）遺言執行者の任務の開始

遺言執行者は、その任務を開始したときは、遅滞なく、遺言の内容を相続人に通知しなければならないものとすること。（第十七条第二項関係）

（二）遺言執行者の権利義務

- (1) 遺言執行者は、遺言の内容を実現するため、相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有するものとすること。 (第千十二条第一項関係)
- (2) 遺言執行者がある場合には、遺贈の履行は、遺言執行者のみが行うことができるものとすること。 (第千十二条第二項関係)

### (三) 特定財産に関する遺言の執行

- (1) 遺産の分割の方法の指定として遺産に属する特定の財産を共同相続人の一人又は数人に承継させる旨の遺言（以下「特定財産承継遺言」という。）があったときは、遺言執行者は、当該共同相続人が五1(一)に規定する対抗要件を備えるために必要な行為をすることができるものとすること。 (第千十四条第二項関係)

- (2) (1)の財産が預貯金債権である場合には、遺言執行者は、(1)に規定する行為のほか、その預金又は貯金の払戻しの請求及びその預金又は貯金に係る契約の解約の申入れをすることができるものとすること。ただし、解約の申入れについては、その預貯金債権の全部が特定財産承継遺言の目的である場合に限るものとすること。 (第千十四条第三項関係)

- (3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、被相続人が遺言で別段の意思を表示したときは、その意思に従うものとすること。 (第千十四条第四項関係)

### (四) 遺言執行者の行為の効果

- 遺言執行者がその権限内において遺言執行者であることを示してした行為は、相続人に対しても直接にその効力を生ずるものとすること。 (第千十五条関係)

(五) 遺言執行者の復任権

(1) 遺言執行者は、自己の責任で第三者にその任務を行わせることができるものとすること。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従うものとすること。（第千

十六条第一項関係）

(2) (1)本文の場合において、第三者に任務を行わせることについてやむを得ない事由があるときは、遺言執行者は、相続人に対してその選任及び監督についての責任のみを負うものとすること。

（第千十六条第二項関係）

四 遺留分制度の見直し

1 遺留分の帰属及びその割合

(一) 兄弟姉妹以外の相続人は、遺留分として、(1)に規定する遺留分を算定するための財産の価額に、次の(1)又は(2)に掲げる区分に応じてそれぞれ当該(1)又は(2)に定める割合を乗じた額を受けるものとすること。（第千四十二条第一項関係）

(1) 直系尊属のみが相続人である場合 三分の一

(2) (1)に掲げる場合以外の場合 二分の一

(二) 相続人が数人ある場合には、(1)又は(2)に定める割合は、これらにその各自の法定相続分を乗じた割合とするものとすること。（第千四十二条第二項関係）

2 遺留分を算定するための財産の価額

(一) 遺留分を算定するための財産の価額は、被相続人が相続開始の時において有した財産の価額にそ

の贈与した財産の価額を加えた額から債務の全額を控除した額とするものとすること。（第千四十一条第一項関係）

(二) 条件付きの権利又は存続期間の不確定な権利は、家庭裁判所が選任した鑑定人の評価に従つて、その価格を定めるものとすること。（第千四十三条第二項関係）

### 3 遺留分を算定するための財産の価額に算入する贈与の範囲

(一) 贈与は、相続開始前的一年間にしたものに限り、2の規定によりその価額を算入するものとすること。当事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知つて贈与をしたときは、一年前の日より前にしたものについても、同様とするものとすること。（第千四十四条第一項関係）

(二) 民法第九百四条の規定は、(一)に規定する贈与の価額について準用するものとすること。（第千四十二条第一項関係）

(三) 相続人に対する贈与についての(一)の規定の適用については、(一)中「一年」とあるのは「十年」と、「価額」とあるのは「価額（婚姻若しくは養子縁組のため又は生計の資本として受けた贈与の価額に限る。）」とするものとすること。（第千四十四条第三項関係）

### 4 負担付贈与がされた場合における遺留分を算定するための財産の価額に算入する贈与の価額等

(一) 負担付贈与がされた場合における2(一)に規定する贈与した財産の価額は、その目的の価額から負担の価額を控除した額とするものとすること。（第千四十五条第一項関係）

(二) 不相当な対価をもつてした有償行為は、当事者双方が遺留分権利者に損害を与えることを知つてしたものに限り、当該対価を負担の価額とする負担付贈与とみなすものとすること。（第千四十五

## 条第二項関係)

### 5 遺留分侵害額の請求

(一) 遺留分権利者及びその承継人は、受遺者（特定財産承継遺言により財産を承継し又は相続分の指定を受けた相続人を含む。以下四において同じ。）又は受贈者に対し、遺留分侵害額に相当する金銭の支払を請求することができるものとすること。（第千四十六条第一項関係）

(二) 遺留分侵害額は、1の規定による遺留分から次の(1)及び(2)に掲げる額を控除し、これに(3)に掲げる額を加算して算定するものとすること。（第千四十六条第二項関係）

(1) 遺留分権利者が受けた遺贈又は民法第九百三条第一項に規定する贈与の価額

(2) 民法第九百条から第九百二条まで、第九百三条及び第九百四条の規定により算定した相続分に応じて遺留分権利者が取得すべき遺産の価額

(3) 被相続人が相続開始の時において有した債務のうち、民法第八百九十九条の規定により遺留分権利者が承継する債務（6(三)において「遺留分権利者承継債務」という。）の額

### 6 受遺者又は受贈者の負担額

(一) 受遺者又は受贈者は、次の(1)から(3)までの定めるところに従い、遺贈（特定財産承継遺言による財産の承継又は相続分の指定による遺産の取得を含む。以下四において同じ。）又は贈与（遺留分を算定するための財産の価額に算入されるものに限る。以下四において同じ。）の目的の価額（受遺者又は受贈者が相続人である場合にあっては、当該価額から1の規定による遺留分として当該相続人が受けるべき額を控除した額）を限度として、遺留分侵害額を負担するものとすること。（第

(千四十七条第一項関係)

- (1) 受遺者と受贈者とがあるときは、受遺者が先に負担する。
  - (2) 受遺者が複数あるとき、又は受贈者が複数ある場合においてその贈与が同時にされたものであるときは、受遺者又は受贈者がその目的の価額の割合に応じて負担する。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。
  - (3) 受贈者が複数あるとき(2)に規定する場合を除く。)は、後の贈与に係る受贈者から順次前の贈与に係る受贈者が負担する。
- (二) 民法第九百四条、2(二)及び4の規定は、(一)に規定する遺贈又は贈与の目的の価額について準用するものとすること。(第千四十七条第二項関係)
- (三) 5(一)の請求を受けた受遺者又は受贈者は、遺留分権利者承継債務について弁済その他の債務を消滅させる行為をしたときは、消滅した債務の額の限度において、遺留分権利者に対する意思表示によつて(一)の規定により負担する債務を消滅させることができるものとすること。この場合において、当該行為によつて遺留分権利者に対して取得した求償権は、消滅した当該債務の額の限度において消滅するものとすること。(第千四十七条第三項関係)
- (四) 受遺者又は受贈者の無資力によつて生じた損失は、遺留分権利者の負担に帰するものとすること。  
。 (第千四十七条第四項関係)
- (五) 受遺者又は受贈者の請求により、(一)の規定により負担する債務の全部又は一部の支払につき相当の期限を許与することができるものとすること。(第千四十七条第五項関係)

## 遺留分侵害額請求権の期間の制限

遺留分侵害額の請求権は、遺留分権利者が、相続の開始及び遺留分を侵害する贈与又は遺贈があつたことを知つた時から一年間行使しないときは、時効によつて消滅するものとすること。相続開始の時から十年を経過したときも、同様とするものとすること。（第千四十八条関係）

## その他

民法第千四十四条规定を削るものとすること。

## 五 相続の効力等に関する見直し

### 1 共同相続における権利の承継の対抗要件

(一) 相続による権利の承継は、遺産の分割によるものかどうかにかかわらず、法定相続分を超える部分については、登記、登録その他の対抗要件を備えなければ、第三者に対抗することができないものとすること。（第八百九十九条の二第一項関係）

(二) (一)の権利が債権である場合において、法定相続分を超えて当該債権を承継した共同相続人が当該債権に係る遺言の内容（遺産の分割により当該債権を承継した場合にあつては、当該債権に係る遺産の分割の内容）を明らかにして債務者にその承継の通知をしたときは、共同相続人の全員が債務者に通知をしたものとみなして、(一)の規定を適用するものとすること。（第八百九十九条の二第二項関係）

## 2 相続分の指定がある場合の債権者の権利の行使

被相続人が相続開始の時において有した債務の債権者は、民法第九百二条の規定による相続分の指

定がされた場合であつても、各共同相続人に対し、法定相続分に応じてその権利を行使することができるものとすること。ただし、その債権者が共同相続人の一人に対してその指定された相続分に応じた債務の承継を承認したときは、この限りでないものとすること。（第九百二条の二関係）

### 3 遺言執行者がある場合における相続人の行為の効果等

(一) 遺言執行者がある場合には、民法第千十三条第一項の規定に違反してした行為は、無効とすることとする。ただし、これをもつて善意の第三者に対抗することができないものとすること。（第千十三条第二項関係）

(二) 民法第千十三条第一項及び(一)の規定は、相続人の債権者（相続債権者を含む。）が相続財産についてその権利を行使することを妨げないものとすること。（第千十三条第三項関係）

## 六 特別の寄与

1 被相続人に對して無償で療養看護その他の労務の提供をしたことにより被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした被相続人の親族（相続人、相続の放棄をした者及び民法第八百九十一條の規定に該当し又は廃除によつてその相続権を失つた者を除く。以下六において「特別寄与者」という。）は、相続の開始後、相続人に對し、特別寄与者の寄与に応じた額の金銭（以下六において「特別寄与料」という。）の支払を請求することができるものとすること。（第千五十条第一項関係）

2 1の規定による特別寄与料の支払について、当事者間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、特別寄与者は、家庭裁判所に対して協議に代わる処分を請求することができるものとすること。ただし、特別寄与者が相続の開始及び相続人を知つた時から六箇月を経過したとき、

又は相続開始の時から一年を経過したときは、この限りでないものとすること。（第千五十条第二項関係）

3 2本文の場合には、家庭裁判所は、寄与の時期、方法及び程度、相続財産の額その他一切の事情を考慮して、特別寄与料の額を定めるものとすること。（第千五十条第三項関係）

4 特別寄与料の額は、被相続人が相続開始の時において有した財産の価額から遺贈の価額を控除した残額を超えることができないものとすること。（第千五十条第四項関係）

5 相続人が数人ある場合には、各相続人は、特別寄与料の額に当該相続人の法定相続分（相続分の指定がある場合は指定相続分）を乗じた額を負担するものとすること。（第千五十条第五項関係）

## 七 その他

その他所要の規定の整備をするものとすること。

## 第二 家事事件手続法の一部改正

### 一 遺産分割前の預貯金債権の仮分割の仮処分

家事事件手続法第二百条第二項に規定するもののほか、家庭裁判所は、遺産の分割の審判又は調停の申立てがあつた場合において、相続財産に属する債務の弁済、相続人の生活費の支弁その他の事情により遺産に属する預貯金債権（民法第四百六十六条の五第一項に規定する預貯金債権をいう。）を当該申立てをした者又は相手方が行使する必要があると認めるときは、その申立てにより、遺産に属する特定の預貯金債権の全部又は一部をその者に仮に取得させることができるものとすること。ただし、他の共同相続人の利益を害するときは、この限りでないものとすること。（第二百条第三項関係）

## 二 特別の寄与に関する審判事件

### 1 管轄

特別の寄与に関する処分の審判事件は、相続が開始した地を管轄する家庭裁判所の管轄に属することとする。 (第二百六条の二関係)

### 2 給付命令

家庭裁判所は、特別の寄与に関する処分の審判において、当事者に対し、金銭の支払を命ずることができるものとすること。 (第二百六条の三関係)

### 3 即時抗告

次の(一)又は(二)に掲げる審判に対しては、当該(一)又は(二)に定める者は、即時抗告をすることができるものとすること。 (第二百六条の四関係)

#### (一) 特別の寄与に関する処分の審判 申立人及び相手方

#### (二) 特別の寄与に関する処分の申立てを却下する審判 申立人

### 4 特別の寄与に関する審判事件を本案とする保全処分

家庭裁判所（家事事件手続法第百五条第二項の場合にあつては、高等裁判所）は、特別の寄与に関する処分についての審判又は調停の申立てがあつた場合において、強制執行を保全し、又は申立人の急迫の危険を防止するため必要があるときは、当該申立てをした者の申立てにより、特別の寄与に関する処分の審判を本案とする仮差押え、仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができるものとすること。 (第二百六条の五関係)

### 三 その他

その他所要の規定の整備をするものとすること。

### 第三 附則

#### 一 施行期日等

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。ただし、第一の三一については公布の日から起算して六月を経過した日、第一の一については公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。（附則第一条関係）

2 この法律の施行に伴う所要の経過措置を定めるものとすること。（附則第二条から第十二条まで及び第三十一条関係）

#### 二 関係法律の整備等

この法律の施行に伴い、刑法等の関係法律の規定の整備等をするものとすること。（附則第十三条から第三十条まで関係）